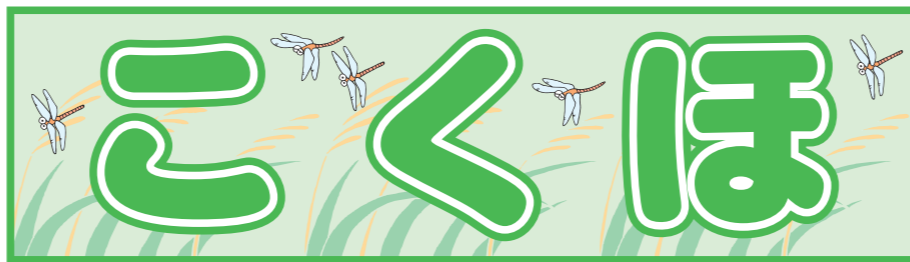


国民健康保険加入者のみなさまへ
特定健康診査を
受けましょう



平成22年9月15日 第90号
—発行—
五所川原市
民生部国保年金課
〒037-8686
五所川原市宇岩木町12番地
TEL.35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう

国民健康保険被保険者証が

10月1日から 変わります!!

国民健康保険被保険者証は、ひとりにつき1枚交付されます。

国民健康保険 被保険者証	有効期限
記号 五所川原 番号	
住所	
氏名	性別
生年月日	交付年月日
世帯主氏名	
資格取得年月日	
保険者番号	
保険者名 五所川原市	

〔表面〕

注意事項	保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
備考	
※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。 記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。	
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。	
3. 私は、臓器を提供しません。	
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば×をつけてください。) 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】	
〔特記欄〕	
署名年月日:	年 月 日
本人署名(自筆):	家族署名(自筆):

〔裏面〕

被保険者証がお手元に届いたら

1 記載内容に誤りがないか必ず確かめてください。

(有効期限、記号、番号、住所、氏名、性別、生年月日、世帯主氏名など)

- ・平成22年10月2日から平成23年9月30日までに75歳となる人は国民健康保険の資格を喪失して新たに「後期高齢者医療制度」へ加入することになるため、誕生日前日が有効期限として記載されています。
- ・平成22年10月2日から平成23年9月1日までに65歳となる退職被保険者(本人及び被扶養者)の被保険者証の有効期限は誕生日を迎える月の末日まで(ただし、誕生日が月初め(1日生まれ)の方の被保険者証の有効期限は誕生月の前月末まで)としています。なお、誕生日を迎える月の翌月から使用できる被保険者証は後日交付されます。

2 新しい被保険者証は10月1日から、古い被保険者証は9月30日まで使います。

9月30日を過ぎたら、古い被保険者証は各自破棄してください。

郵送更新こんな疑問どうする？

Q1 被保険者証が手元に届くのはいつ頃になるのでしょうか？

A1 9月14日～9月30日頃までには配達される予定です。

Q2 郵便を配達する時間帯はいつも留守ですが、それでも大切な被保険者証を置いていくのでしょうか？

A2 「簡易書留」という特殊郵便で届きます。印かんを押してもらってから郵便物を渡されるので、受け取る人が留守の場合、被保険者証は置いていきません。

なお、配達先が留守の場合ですが、郵便局では配達に行った際不在の場合は、連絡ハガキ(郵便物等お預かりのお知らせ)を置いていきます。連絡ハガキを確認して、ご自分に適した方法で郵便局から被保険者証を受け取ってください。

ただし、郵便局では連絡ハガキを置いていった方の被保険者証を10月3日まで保管していますが、10月4日には配達されなかった被保険者証が国保年金課(五所川原地区)又は総合支所(金木地区及び市浦地区)に返ってきます。国保年金課又は総合支所に返ってきた分の被保険者証を更新する場合は、古い被保険者証(有効期限が平成22年9月30日までのもの)と印かんを持って、国保年金課⑥番窓口又は各総合支所総合窓口係をお願いします。

国民健康保険税を滞納している世帯は？

Q1 国民健康保険税を完納していないのですが、被保険者証の交付を受けられますか？

A1 平成19年度分、平成20年度分及び平成21年度分の国民健康保険税を滞納している世帯に対しては、「短期被保険者証」又は「被保険者資格証明書」が交付されることになり、郵送更新されません。

「短期被保険者証」は一般の被保険者証と同様に国保の給付を受けることはできませんが、収納割合に応じた有効期間(1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月)となり、更新ごとに納付相談などが行われ、国民健康保険税の納付を求められることとなります。

「被保険者資格証明書」は、医療機関において医療費の全額を一旦支払いしていただき、後日申請により医療費の7割～9割について給付を受けることとなりますが、その都度国民健康保険税の納付を求められることとなります。

「短期被保険者証」の有効期間の見直しについて

近年、国民健康保険税の収納率の低下が著しいため、平成21年10月1日から「短期被保険者証」の有効期間を以下のように見直しました。

有効期間が1ヶ月

平成19年度、平成20年度及び平成21年度の課税された国民健康保険税の合計額に対する収納割合が概ね10%未満の場合
〔短期被保険者証の有効期限は、毎月末となります。〕

有効期間が3ヶ月

平成19年度、平成20年度及び平成21年度の課税された国民健康保険税の合計額に対する収納割合が概ね10%以上50%未満の場合
〔短期被保険者証の有効期限は、12月、3月、6月、9月末となります。〕

有効期間が6ヶ月

平成19年度、平成20年度及び平成21年度の課税された国民健康保険税の合計額に対する収納割合が概ね50%以上の場合
〔短期被保険者証の有効期限は、3月、9月末となります。〕

※ ただし、平成20年度及び平成21年度に課税された国民健康保険税の納付が全くない場合は、「被保険者資格証明書」の交付対象世帯となります。
※ 高校生世代以下の子どもについては、有効期間が6ヶ月の短期被保険者証となります。

医療機関・薬局の受診等にあたって ご留意いただきたい点について

現在、休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しており、そのことが病院勤務医の負担が過重となる原因のひとつにもなっています。
必要な人が安心して医療を受けられるようにするとともに、最終的に保険税や窓口負担として皆様に御負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診等する際には、以下のことに留意しましょう。

【救急医療機関のご利用について】

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。

【小児救急電話相談について】

夜間・休日にお子さん（概ね15歳未満の子ども）の急な病気で心配になったら、まず、「**小児救急電話相談（局番なしの「#8000」、ダイヤル回線の電話からは「017-722-1152」）**」の利用を考えましょう。小児科の医師や看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。

※青森県で小児救急電話相談が利用できる時間は、**土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）の19:00～22:30まで**となります。なお、各都道府県で利用できる時間は異なります。

注）「小児救急電話相談」は子どもの急な病気やけが等への応急的な対処方法等に関する助言と情報提供を行うもので、治療や処置を指示するものではありません。

【かかりつけ医を持ちましょう】

気になることがあったら、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。

【同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう】

医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

【薬のもらいすぎに注意しましょう】

薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。

【薬の飲み合わせに注意しましょう】

薬の飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝えましょう。

【ジェネリック医薬品希望カードを積極的に利用しましょう】

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品よりも安くなります。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示することなどにより、後発医薬品の利用について相談にのってもらうことができます。

遠 被保険者証の交付を受けている世帯はどうなるの？

Q1 施設入所のため施設へ住所を移している子がいます。この場合はどうなるのでしょうか？

A1 この場合、更新した被保険者証を国保年金課が直接施設へ送ります。世帯主からの申請は必要ありません。

なお、世帯主や住所に異動が発生し届け出る場合は、親元の被保険者証と施設入所のため施設へ住所を移した子の被保険者証も必要です。忘れないようにしてください。

学 被保険者証の交付を受けている世帯はどうなるの？

Q1 修学のため市外に住所を移している子がいます。この場合はどうなるのでしょうか？

A1 自動更新し、親元の被保険者証と一緒に同封して送ります。更新された被保険者証の有効期限は平成23年3月31日まで（短期被保険者証である場合は、その有効期限まで）となります。

なお、当初被保険者証交付を受けた際、合格通知や入学許可証で申請し、その後在学証明書の提出または有効期間内の学生証（原本）の提示をしていない方の被保険者証については、自動更新されませんのでご了承ください。

すでに交付されている被保険者証については、有効期限が平成22年9月30日までのため使えなくなりますので、有効期限が過ぎたら各自破棄してください。

Q2 更新後の被保険者証の有効期限は平成23年3月31日までですが、それを過ぎるとどうしたらよいのでしょうか？

A2 平成23年4月1日以降も引き続き被保険者証の交付を受けたいときは、進級後の在学証明書、親元の被保険者証、被保険者証（有効期限が平成23年3月31日までのもの）、印かんを持参し交付申請をしてください。

①現在学校に在籍していない場合や、②職場の健康保険に加入している場合は適用外となり手続きが必要です。親元の被保険者証、印かんの他に、①の場合は卒業証明書・卒業証書・在学していないことを証明する書類のいずれかを、②の場合は資格取得証明書・健康保険被保険者証のいずれかを持参して手続きを行ってください。

また、①の場合は、現住所地での国民健康保険取得の手続きも併せてお願いします。

Q3 修学のため市外に住所を移し適用を受けていますが引っ越しました。市外であることに変わりはないのですが、届出は必要ですか？

A3 被保険者証にはご本人の住所が記載されますので、変更があればその都度届出をお願いします。

臓器移植に関する法律が改正され、被保険者証に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられることになりました

■国民健康保険に加入している方

10月1日から使用できる被保険者証の裏面には、「臓器提供に関する意思表示（提供する・提供しない）」欄を設けていますので、お手元に被保険者証が届いたらご記入ください。

また、臓器提供に関する意思表示に関し他人に知られたくない場合に使用する目隠しシールを被保険者証郵送時に事前に同封しますが、別に必要な方は国保年金課⑥番窓口、各総合支所総合窓口係までお越しください。

■後期高齢者医療制度に加入している方

当分の間は、臓器提供意思表示シールに「臓器提供に関する意思表示（提供する・提供しない）」を記入していただき、被保険者証の裏面に貼り付ける方法により意思表示していただくことになります。

9月以降に後期高齢者医療制度の被保険者となる方には、被保険者証の交付の際に臓器提供意思表示シール付リーフレットを同封して郵送しています。

既に後期高齢者医療制度の被保険者の方で希望する方は、「臓器提供意思表示シール付リーフレット」を配布しますので、国保年金課⑦番窓口、各総合支所総合窓口係までお越しください。

- 臓器移植に関するご質問・お問い合わせ先
（社）日本臓器移植ネットワーク（フリーダイヤル：0120-78-1069）
- 被保険者証・臓器提供意思表示シール等についてのお問い合わせ先
国保年金課 国民健康保険係（内線2334、2335、2336）
国保年金課 後期高齢者医療係（内線2337、2338）
青森県後期高齢者医療広域連合（TEL 017-721-3821）